

# 阿久根市子育て世帯 移住支援補助金

地方の暮らしへの関心が高まる中、引越し費用などの移住時にかかる費用への支援として、阿久根市に移住する子育て世帯へ補助金を交付します。

## 補助金の対象世帯

主な要件として、次の全てに該当する必要があります。

- 令和3年4月1日から令和7年3月31日までに本市に転入している。
- 転入日において高校生以下の子または妊娠している方が同じ世帯にいる。
- 区に加入し、転入日から継続して3年以上本市に居住する意思がある。
- 市税等の滞納がない。

## 補助金の額

**10万円** + 高校生以下の子（在胎児を含む）1人につき**2万円**分の商品券

（注1）商品券は、阿久根市共通商品券の取扱加盟店で利用できます。

（注2）転入に際して、勤務先からの手当等別に支給を受ける場合は、補助金額である10万円からその支給額を除いた額に商品券を加えて交付します。

## 申請できる期間

転入日から3か月経過した日から1年までの間に申請ができます。

（申請の例）転入日が「令和6年3月31日」の場合、申請できる期間は「令和6年7月1日から令和7年6月30日まで」です。

## 申請に必要な書類

交付申請書ほか、次の書類の提出が必要です。

- 住民票の写し
- 戸籍附票の写し
- 滞納がない証明書
- 区加入確認及び定住に関する誓約書

CHECK!

申請書類は次のQRコードからアクセスしてダウンロードできます!



裏面もご確認ください。

## （お問合せ先）

阿久根市役所企画推進課企画政策係 電話:0996-73-1214（直通）  
メール:kikaku@city.akune.kagoshima.jp

## 阿久根市子育て世帯移住支援補助金 提出書類について

次の書類に必要事項を記入の上、市役所2階企画調整課に提出してください。  
なお、記入に誤りがあった場合は、修正液/修正テープは使用せず、二重線を引いた上で、押印してください。(認印可/シャチハタ不可)

**補助金交付申請書 (第1号様式) ★**

必要事項を記入してください。押印は不要です。

**住民票の写し (世帯全員分)**

阿久根市役所 (市民環境課住民年金係①番窓口、三笠支所または大川出張所) で取得できます。

**戸籍附票の写し (世帯全員分)**

● 本籍地が阿久根市以外の方

本籍地がある市区町村で取得してください。郵送で手続きができますので、詳しくはその市区町村にお問合せください。

● 本籍地が阿久根市の方

阿久根市役所 (市民環境課住民年金係①番窓口、三笠支所または大川出張所) で取得できます。

**滞納がない証明書 (課税対象者全員分)**

阿久根市に転入する前の市区町村で、直近年度分の証明書を取得してください。申請者だけでなく、市税等が課税されている全ての方の分の証明書が必要です。

**自治会加入確認及び定住に関する証明書 ★**

お住まいの区の区長に証明を受けてください。区長が分からない場合はお問合せください。

**補助金交付請求書 (第3号様式) ★**

必要事項を記入してください。金融機関名には銀行名のほか、支店/支所名まで記入をお願いします。なお、押印は不要です。

★：表面のQRコードからダウンロードできる書類です。

**【注意】** 次のいずれかに該当するときは、補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。

- 補助対象世帯の要件に該当しないことが判明したとき。
- 不正の手段により補助金の交付決定/交付を受けたとき。
- 補助金の交付決定日から3年以内に転出したとき。